

日調連発第24号
令和5年4月28日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

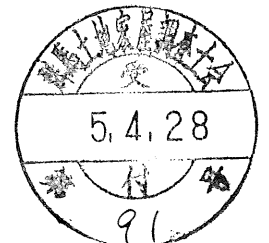
書籍のあっせんについて

この度、一般社団法人金融財政事情研究会から、別添のとおり、下記書籍のあっせんについて連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本書籍の申込み及び内容等に関する問合せにつきましては、発行元である同研究会へ直接連絡いただきますようお願いいたしますとともに、お申込みは、別添の注文用紙に記載の上、同研究会宛てFAX又は郵送で送付願います。

記

- 1 書籍名 『概説 表題部所有者不明土地適正化法』
(令和5年3月刊、定価2,750円)
- 2 特別価格 2,470円(消費税10%込・送料は出版社負担)
- 3 納本 発売元から直接、申込会員宛てに送本されます。
- 4 代金納入方法 送本時同封されている請求書により、申込会員から直接送金していただきます。
- 5 申込先 一般社団法人金融財政事情研究会



令和5年4月吉日

各 位

一般社団法人金融財政事情研究会

新刊書籍のご案内

謹啓 時下ますますご清祥の段、大慶に存じ上げます。

平素は当会の諸事業に対し、格別のご高配を賜りまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

3月に刊行いたしました『概説 表題部所有者不明土地適正化法』を特別価格にてご案内申し上げます。本書は令和元年成立の「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」について、法律の趣旨と内容を法務省担当官が解説したものです。添付のご紹介をご高覧いただき、是非ともご活用を賜りますようお願い申し上げます。

ご購入のお申込みに際しましては、添付の申込書によりFAX、または郵送にてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら、書中をもちましてご案内旁、ご購入のお願いを申し上げます次第です。

謹白

【お申込先】

一般社団法人金融財政事情研究会

月刊「登記情報」編集室

〒160-8519 東京都新宿区南元町 19

TEL:03(3355)1713 / FAX:03(3355)3763



書籍のお申込は、FAX または郵便にてお願いいたします。

2304250001

FAX送信・郵送前にもう1度注文内容のご確認をお願いいたします。
落丁・乱丁本を除きキャンセル・返品には応じられません。

〒160-8519 東京都新宿区南元町1-9

一般社団法人金融財政事情研究会

月刊「登記情報」編集室 行

FAX: 03-3355-3763

★FAX 到着確認用連絡先: TEL 03-3355-1713

★お申込後のお問合せ先 (カスタマー・サービス・センター)

: TEL 03-3358-2891

書籍申込書

1. 申込冊数(価格は消費税10%込・送料は出版社負担)

申込日

年

月

日

書籍名	コード	定価	特別価格	申込冊数
概説 表題部所有者不明土地適正化法 (2023.3刊)	14245	2,750円	2,470円	冊

2. ご送付先

事務所名 (法人名)	フリガナ
ご送付先住所 勤務先・自宅 (いずれかを○で 囲んでください)	〒 自宅の場合はアパート・マンション名・部屋番号を、また、勤務先の場合はビル名までご記入ください
氏名	フリガナ
電話番号	

(2023.4 日調連)

*お支払は同封される請求書に基づきお振込みください。

*コンピュータ処理をしますので、事務所名・氏名には必ずフリガナをお願いいたします。

*本申込書をご利用の場合のみ特別価格を適用させていただきます。書店では特別価格は適用されませんのでご注意ください。

*お申込後、お届けには10日前後かかりますので予めご了承ください。

*FAXでのご注文後に、この申込書をご郵送いただく必要はありません。

・本申込書により取得しました個人情報については次の目的で利用いたします。

当該書籍の受付・発送・管理、関連する当会および提携団体の事業・サービス等の情報提供ならびに市場調査、当会の事業・サービスの開発

・本申込書により取得しました個人情報については、個人情報保護法に定める場合を除いて、ご本人様の同意なく、利用目的外の利用および第三者提供はいたしません。

概説

表題部所有者不明 土地適正化法

法務省民事局総務課長（前同局民事第二課長） 村松秀樹
熊本地方裁判所判事（前法務省民事局付） 佐藤丈宜 [著]
法務省民事局付 森下宏輝
法務省民事局民事第二課地図企画官 田中博幸

A5判・220頁・定価2,750円(税込^⑩)〈送料別・実費〉

＊ 下位法令や通達も収録 ＊
制度全体と運用が
1冊で分かる ＊

令和元年成立の「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」について、法律の趣旨と内容を法務省担当官が解説します。所有者不明土地の原因ともなっている、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部の所有者欄の氏名等が正常に記録されていない変則的な登記の問題の解決に向けた法制度を、関連通達等豊富な資料とともに詳解します。